

総行住第58号  
平成31年4月17日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

住民基本台帳法施行令等の一部改正について(通知)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が、本日公布されました。

この改正は、氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載に関する事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととしたものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正

- 1 氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載の手續等について所要の規定を設けるものとする。 (第30条の13及び第30条の14関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成15年政令第408号)の一部改正

- 1 旧氏を旧氏記載者に係る署名用電子証明書の記録事項とする等、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の規定の適用について、旧氏記載者の特例を定めるものとする。 (第33条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令  
(平成26年政令第155号)の一部改正  
旧氏を旧氏記載者に係る個人番号カードの記載事項とすること。(第1条関係)

第4 施行期日等に関する事項

- 1 この政令は、平成31年11月5日から施行するものとする。 (附則第1項  
関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。